

競争的研究資金の不正防止計画

平成27年3月19日

防 衛 大 学 校

防衛大学校(以下「大学校」という。)は、競争的研究資金の適正な使用を徹底するため「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定。平成26年2月18日改正)において要請される「不正防止計画」を策定し、以下の内容について確実に実施する。

1 競争的研究資金の不正防止に向けた管理運営体制の整備

「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定。平成26年2月18日改正)に基づき、競争的研究資金の不正防止に向けた管理体制を整備するとともに、不正防止計画の策定及び推進により、競争的研究資金の不正防止に努める。

2 不正防止に向けた項目

(1) 執行状況の確認等

コンプライアンス推進責任者及び副責任者(以下、「コンプライアンス推進責任者等」という。)は、随時競争的研究資金の執行状況(学術研究助成基金助成金差引表)を確認し、著しく執行が遅れていると認める場合は、研究者等に対し、理由を確認のうえ、必要に応じて改善を指導する。

(2) コンプライアンス教育の実施

コンプライアンス推進責任者等は不正防止対策室の支援を受け、コンプライアンス教育を実施し、研究者等総員に対し行動規範の周知徹底を図り、コンプライアンス意識の向上を促す。その際、研究者等から不正使用を行わない旨の誓約書(別紙第1)を提出させる。

(3) 物品発注、検収の適正な実施

大学校の物品発注、検収は、原則として防衛大学校の会計に関する職務権限規程に規定する権限者が購入依頼に基づき行う。

(4) 取引業者への注意喚起

取引業者に規則を遵守し不正に関与しない旨の誓約書（別紙第2）を契約締結時に提出させる。また、不正な取引を行った業者について、「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等の要領について（通達）」（防経装第10622号）に準じて、取引停止の措置を講じる。

(5) 旅費の事実確認

出張が完了した後は、出張報告書の提出を徹底するとともに、用務の内容に応じて、出張の確認を客観的に判断するための書類を添付することとする。

(6) 謝金等の事実確認

研究補助者などを雇用する場合、コンプライアンス推進責任者等は定期的に勤務状況の確認を実施することとし、必要に応じて業務内容についてヒアリングを実施する。講演会等を実施する際の講師等への謝金については、実施済報告書に開催したことの確認ができる資料を添付することとし、必要に応じてコンプライアンス推進責任者等は講演会等の実施状況の確認を行う。

(7) 監査体制の強化

適正な事務の執行を行うため、総務部会計課は内部監査を定期及び随時実施する。

(8) 研究者等への法令遵守の徹底

不正防止対策室は競争的研究資金の不正防止のための科研費ハンドブックを作成するとともに、大学校の関連規則の内容について、周知徹底を図るための説明会研修会等をコンプライアンス推進責任者等と連携し開催する。

3 不正防止計画の不断の点検見直し

不正防止計画については、文部科学省等からの情報提供、大学校や他大学における不正事例の対応、検証結果等を参考に不断の点検と見直しを行う。

4 実施状況の確認

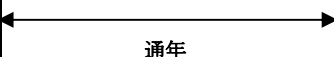
コンプライアンス推進責任者等は翌年度4月末日までに、不正防止計画実施状況表（別紙第3）を統括管理責任者に提出し報告するとともに、不正防止対策室長へ写を送付する。

不正使用防止計画の実施状況表

学群（部）

学科・室（課）

項目	内容	実施・確認日				成果・留意事項
		1/四	2/四	3/四	4/四	
執行状況の確認	随時競争的研究資金の執行状況を確認し、著しく執行が遅れていると認める場合は、教職員に対し、理由を確認のうえ、必要に応じて改善を指導する。					
コンプライアンス教育の実施	不正防止対策室の支援を受け、コンプライアンス教育を実施し、教職員に対し行動規範の周知徹底を図り、コンプライアンス意識の向上を促す。その際、関係教職員から不正使用を行わない旨の誓約書を提出させる。					
物品発注検収の適正な実施	大学校の物品発注、検収は、原則として大学校の会計に関する職務権限規程に規定する権限者が購入依頼に基づき行う。					
旅費の事実確認	出張が完了した後は、出張報告書の提出を徹底するとともに、用務の内容に応じて、出張の確認を客観的に判断するための書類を添付する。					
謝金等の事実確認	研究補助者などを雇用する場合、コンプライアンス推進責任者等は定期的に勤務状況の確認を実施することとし、必要に応じて業務内容についてヒアリングを実施する。 講演会等を実施する際の講師等への謝金については、実施済報告書に開催したことの確認ができる資料を添付することとし、必要に応じてコンプライアンス推進責任者等は講演会等の実施状況の確認を行う。					
取引業者への注意喚起	取引業者に規則を遵守し不正に関与しない旨の誓約書を契約締結時に提出。また不な取引を行った業者について、「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等の要領について（通達）」（防経装第10622号）に準拠し、取引停止の措置を講じる。					

項目	内容	実施確認日				成果・留意事項
		1/四	2/四	3/四	4/四	
監査体制の強化	適正な事務の執行を行うため、総務課会計課による内部監査を定期及び随時実施する。					
研究者等への法令遵守の徹底	不正防止対策室は競争的研究資金の不正防止のためのハンドブックを作成する。 大学校の関連規則の内容について、周知徹底を図るための説明会研修会等をコンプライアンス推進責任者等と連携し開催する。					
不正防止計画の不断の点検見直し	不正防止計画は、文部科学省等からの情報提供、大学校や他大学における不正事例の対応、検証結果等を参考に不断の点検と見直しを行う。	 通年				